

## EU REACH 提出前に中小企業（SME）認証が必須に

欧州化学品庁（ECHA）は、REACH 制度における手数料および料金の改正に伴い、中小企業（SME）が REACH 提出前に企業規模の認証申請を行うことを義務付ける新制度を導入します。

この変更は、2027年2月5日より適用され、SME が減額措置を受けるためには、事前に ECHA による企業規模の確認を受ける必要があります。

### 💡 改正のポイント

#### ①事前認証制度の導入

- SME は、REACH 登録・認可申請の 2 か月以上前に企業規模の認証申請が必要です。
- 認証は 3 年間有効で、更新時には自己申告による簡易申請が可能です（企業規模に変更がない場合）。

#### ②認証申請の流れ

- ECHA は、申請書類を受領後 2 か月以内に認証結果を通知。
- 必要に応じて追加情報の提出を求められる場合があります。

#### ③管理手数料と料金改定

- 認証が認められない場合、管理手数料が課される可能性があります。
- 大企業には、2021～2023 年のインフレ率（19.5%）に基づく料金引き上げが 2025 年 11 月 5 日から適用されますが、SME はこの料金引き上げの対象外です。

#### ④導入スケジュール

- SME 認証制度の開始：2027 年 2 月 5 日

この制度は、REACH 制度における公平性と透明性を高めるとともに、SME の負担軽減を目的としています。

SME の判定条件を次にあげます。関連企業との関係性も考慮する必要があります。

企業分類 年間作業単位	従業員数	年間売り上げ高	総資産額
Medium-sized	<250	≤Euro 50mil.(約 88億円)	≤Euro 43 mil.(約 76億円)
Small	<50	≤Euro 10mil.(約 18億円)	≤Euro 10 mil.(約 18億円)
Micro	<10	≤Euro 2mil.(約 3.5億円)	≤Euro 2 mil.(約 3.5億円)

従業員数、企業の持ち株比率、関連企業の財務などを示す公式な資料が申請提出書類に必要となります。

弊社に REACH 登録をご依頼の際、SME 認証申請も REACH 登録と併せて対応いたします。

参考：

ECHA | SMEs to apply for company size validation before making REACH submissions ECHA/NR/25/33

<https://echa.europa.eu/fr/-/smes-to-apply-for-company-size-validation-before-making-reach-submissions>

ECHA | SME Hub

<https://www.echa.europa.eu/support/small-and-medium-sized-enterprises-smes>

本資料は、調査時点における公開情報および信頼できる情報源に基づいて作成されたものです。記載内容の正確性・完全性・最新性には十分配慮しておりますが、情報の解釈や記載の誤り、または関連情報の見落としが含まれる可能性があります。

最終的な判断・対応につきましては、最新情報等をご確認の上、事業者自身の責任で行っていただくようお願ひいたします。

当社は、本資料の内容に基づく判断・行動により生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いかねます。

■お問い合わせ先

株式会社三菱ケミカルリサーチ 製品安全評価部門  
〒160-0017 東京都新宿区左門町 16 番地 1 四谷 TN ビル 5 階  
HP : <https://www.mitsubishichem-res.co.jp/psa/contact/>